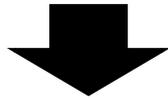


## 細則改正案の概要

○定期報告対象建築物及び調査(検査)間隔と項目

告示改正前(令和7年6月30日まで)

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	建築設備 検査	防火設備 検査	昇降機 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年	1回/1年
ホテル、 劇場等	・3階以上の階>100m <sup>2</sup> ・客席 A≥200m <sup>2</sup> ・地階(A>100m <sup>2</sup> )にあるもの ・主階が1階にないもの 他	換気設備・排煙設備 可動式防煙壁 非常用の照明装置 常時閉鎖防火扉 非常用エレベーター その他外壁等	換気設備 排煙設備 非常用の照明装置	随時閉鎖防火扉 その他防火設備	非常用 エレベーター



- ・項目の重複解消
- ・作業効率向上のため、常閉防火扉を防火設備検査へ

告示改正後(令和7年7月1日から)

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	建築設備 検査	防火設備 検査	昇降機 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年	1回/1年
ホテル、 劇場等	・3階以上の階>100m <sup>2</sup> ・客席 A≥200m <sup>2</sup> ・地階(A>100m <sup>2</sup> )にあるもの ・主階が1階にないもの 他	換気設備・排煙設備 可動式防煙壁 非常用の照明装置 常時閉鎖防火扉 非常用エレベーター その他外壁等	換気設備 排煙設備 (可動式防煙壁を含む) 非常用の照明装置	随時閉鎖防火扉 その他防火設備  <b>常時閉鎖防火扉</b>	非常用 エレベーター



- ・常時閉鎖防火扉…検査間隔が3年毎から1年毎になり、所有者の負担が増加することや、建築物調査にて行うことが合理的であると考えため。

細則改正(令和8年4月1日から)

○細則改正概要

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	建築設備 検査	防火設備 検査	昇降機 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年	1回/1年
ホテル、 劇場等	・3階以上の階>100m <sup>2</sup> ・客席 A≥200m <sup>2</sup> ・地階(A>100m <sup>2</sup> )にあるもの ・主階が1階にないもの 他		換気設備 排煙設備 非常用の照明装置	随時閉鎖防火扉 その他防火設備  常時閉鎖防火扉	非常用 エレベーター